安全性を確保することが重要である。このため，教育環境の質的向上を図りつつ，長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進めることが急務である。

○　高等教育段階においては，教育の質を保証し，大学等に進学する学生が，組織的・体系的な質の高い教育を受けられるようにするための大学改革を徹底するとともに，大学教育の成果指標の開発と情報公開の推進，教育研究の質的向上のための条件整備を進めることが重要である。大学の教育研究条件の向上に向け，国立大学法人運営費交付金や私学助成について，大学改革や教育研究の質の向上のためのメリハリを強化し，適切な措置を図りつつ，多元的な財政基盤の確立を進める必要がある。

○　また，大学において国際競争力のある質の高い研究成果が生み出され，我が国の成長を支える質の高い人材が育成されるよう，大学改革を進める中で，大学の研究体制の強化，若手研究者の安定的雇用の確保を図るとともに，大学院修了後のキャリアパスの明確化や構築に関する取組をさらに促した上で，優秀な博士課程学生に対しては，支援を図る必要がある。

○　加えて，人生100年を見据えたライフサイクルの中で，社会人が生涯を通じて学び職業に必要な能力を身に付けることができるよう，様々なニーズに対応できる社会に開かれた高等教育を実現していくためのリカレント教育の環境整備が必要である。

○　大学施設は，創造性豊かな人材養成，独創的・先端的な学術研究の推進など大学等の使命を果たす基盤として重要な役割を担うものであり，多様で質の高い教育研究を展開できるよう，改修等の施設整備を計画的・重点的に進めることが重要である。

○　以上を踏まえ，本計画期間内においては，上述した教育の姿の実現に向けて，OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし，第２部において掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し，真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。

（５）国民の理解醸成

○　教育の充実に当たっては，我が国の厳しい財政状況に鑑み，国の財政運営の方針と整合性を取りながら，必要な投資や財源の確保を行っていく必要がある。その際，教育段階に応じた多様な費用負担の在り方についてさらに検討を深めるとともに，限られた財源を効率的に活用して投資効果を最大化する観点から，客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し，既存の施策や制度の不断の見直しを行うことが重要である。あわせて，寄附の促進や大学と企業との共同研究の促進など民間資金の活用を含む様々な方策に取り組むことが重要である[73]。

○　また，広く国民の間で教育の意義や，教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり，このためにも，各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析，検証するための体制の整備等を進め，不断の改革・改善を徹底するとともに，教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要がある。

○　これまでも政府は，誰もが生きがいを持って生活を送れるようにするために，一億総活躍社会の実現や働き方改革に取り組み，「人への投資」に力を入れてきたところである。このことも踏まえ，子供たちを含め，誰もが将来への希望を持って，生涯を通じて必要な学習を行い，自己を高め活躍することのできる社会を実現することが重要である。

３．新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

○　超スマート社会（Society 5.0）の実現など，社会構造が急速に変革する中で，2030年以降の社会を展望した教育政策を進めていくために，一人一人の可能性とチャンスを最大化するという観点から，第２部に記す各種政策を今後５年間において着実に推進していくこととする。一方，2100年以降までの時代を生き抜くこととなる子供たちにとっての長期にわたる未来を展望しようとするとき，技術革新の動向や人々を取り巻く社会環境，そのときの教育の姿を現時点で明確に描き切ることには限界があることから，あわせて，様々な可能性を持つ次世代の教育の創造に向けての研究開発と先導的な取組を推進することが必要である。

（新時代の教育の内容と方法，次世代の学校の在り方の研究開発）

○　技術革新が日々加速度的に進む中で，あらゆる分野においてデジタルテクノロジーの活用が急速に進展している。教育分野においても，AI・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組（EdTechとも呼ばれる）[74]は，リカレント教育を含め，これまでの教育の姿に大きな変化をもたらす可能性も秘めるものと言われている。

○　これからの超スマート社会（Society 5.0）の実現や，その進展を見据え，特に必要となる資質・能力や，社会を創造し先導するために必要となる人材の在り方等については，すでに様々な視点からの検討がスタートしてい

[73] 例えば，国立大学法人においては，平成28（2016）年に国立大学法人法を改正し，土地等の第三者への貸付け，寄附金等の自己収入の運用対象範囲の拡大，指定国立大学法人による研究成果の活用のための出資対象範囲の拡大のための制度改正が行われた。

[74] 近年，いわゆるEdTechと呼ばれる，様々な新しいテクノロジーを活用した取組が，教育分野において急速に普及しつつある。